

防災センター建設計画

5月20日議会全員協議会が防災センター建設計画説明を主なテーマで招集。町は「防災センター単独事業」の方が国の補助制度上有利だとして推進の構えを崩してはいません。

西澤議員は議会の調査検討委員会を設置すべきと提起したうえで、「現在の庁舎が耐震基準を満たしている」ことを前提の、次の4点の角度から、現時点での見解を述べました。税金着服事件も解決していない中、信頼関係が失われており、町民はこのような大きな建設計画を受け入れることはむづかしいと思う。災害時のマニュアルや職員体制ができていないという説明だが、防災センター施設ができなくても対応しなければならない問題だ。「予測最大避難者数2800人に対し可能収容人数2000人」との中日新聞記事（5月14日）は事実か。事実なら対応策を明確にすべき。将来検討が必要となる庁舎改築も見通したうえで水道建設課のブロック建物からの移動は応急的に対応すべき。

みなさんのご意見・ご感想などお寄せ下さい。

着服事件の早期解決を

以下の案文は5月20日の議会全員協議会で、西澤議員が「この問題はどのような立場の議員も思いは同じだと思う」として賛同を呼びかけた要請書です。

また、文言の整理や表現など他の議員の提起も受けて変更の用意があること、議会での決議案として検討したいとも表明しました。

平成28年4月 日

甲良町長 北川豊昭 様

町議会議員
町議会議員
町議会議員
町議会議員
町議会議員
町議会議員
町議会議員

町職員（当時）による公金横領事件に関する要請書（案）

町職員（当時）による税金等横領事件（以後「当事件」という）が発覚してから、早や3か月が経過します。町政の重大事件にもかかわらず、未だに町から告訴もされず、容疑者が逮捕されない異常事態が続いています。

2月、3月時点で、町の説明によっても、長寺、呉竹両センターの集金分、庁舎窓口での特定された町民からの現金納付分など、公金横領は明らかな事実です。それらは部分的被害ではあるものの、その事実に基づいて、捜査当局に対して「告訴手続きの相談」を行っている町は説明していました。

にもかかわらず、未だに進展していないこと自体、町民には理解できないことであり、町政への不信が募る一方です。

さらに、容疑者の問題とは別に、「横領したことは明確」であるにもかかわらず、期間と総額が判明しないことが不思議でなりません。3月定例会審議の中で、日々の現金入金との照合作業を行っていなかったことが明らかになっています。日々の入金伝票、個人別・種目別の台帳処理と現金との照合作業を怠っている「月集計」「年度集計」が収納実態とかけはなれてしまうことは明瞭ではないでしょうか。

そして、何よりも重要なことは、「税金」を担当している部署で起きた不祥事であり、住民の怒り、不信が強いことです。私たちが言うまでもなく、「税金」は全ての町事業の原資となるものです。

すべての町民は、義務として税その他を負担し、事業の一端を支えています。暮らし、経営が厳しくなる中でも、税等を支払っている町民に思いを寄せていたならば、このような不祥事は未然に防止できたはずで

す。何よりも、町民が安心し、「誇りが持てる甲良町」への一歩とするためにも、町政は、その重要性を受け止め、1日も早い“告訴”と事件の全容解明の責務を担っていると考えます。

よって、次の事項を強く要請します。

記

- 1、当事件を1日も早く告訴するとともに損害金の全容を早期に解明すること
- 2、当事件の背景となった行政事務、管理体制の怠慢さ、ズサンさを全て解明すること
- 3、以上の解明・検証はもはや、行政内部の人員では曖昧さを残し、問題点を明快に洗い出すことは困難だと考えます。よって、当事件を契機に、全ての分野における事務管理、税等の収納事務、法規に基づく行政のあり方、当事件の背景・根源となった問題点など、全面的な点検作業を行うための第三者委員会（弁護士、専門職等を含む）を設置し、解明・検証作業を行うこと。
- 4、その解明・検証結果を公表すること。

以上

甲 良 民 報

2016年 5月号外

発行責任：日本共産党甲良町議員

連絡：甲良町在士 463（西澤）

Tel：38-4949 Fax：38-2242